

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の新設について

1 規則の新設理由

- (1) 本年3月に、鳥取県建設工事等の入札制度を定める手続に関する条例（以下「条例」という。）が施行され、併せて当該条例の規定に基づき鳥取県建設工事等入札制度基本方針（以下「基本方針」という。）を策定した。
- (2) 当該基本方針は本県の建設工事等に係る入札制度の基本的な在り方を定めたものであり、条例の規定により、当該入札制度を改めようとするときは、この基本方針に基づき関連規則等の改正を行うこととされた。
- (3) これに伴い、当該基本方針に基づき、建設工事等の入札制度に関し必要となる入札参加資格、格付、区域割等の内容・手続に関し具体的な事項を定める。
- (4) また、これまで建設工事等の入札に関し必要な事項は、建設工事については鳥取県建設工事執行規則、測量等業務については鳥取県会計規則とそれぞれ別々に規定してきたが、これを一つにまとめ、新たな規則として制定する。

2 規則の概要

(1) 趣旨	この規則は、基本方針に基づき、入札参加資格、請負契約の相手方の決定その他の建設工事等の入札制度に関し必要な事項を定めるものとする。
(2) 入札参加資格	
ア 設定等	(ア) 知事は、地方自治法施行令（以下「施行令」という。）の規定に基づき定める建設工事等の契約の入札参加資格を、建設工事の種別（以下「発注工種」という。）又は測量等業務の種別ごとに定めるものとする。 (イ) 知事は、(ア)により入札参加資格を定め、又はこれを変更したときは、これを公示するとともに、イの申請に関し必要な事項を併せて公示するものとする。
イ 申請及び審査	(ア) 入札参加資格の付与を希望する者は、その適格性についての審査を受けなければならない。 (イ) 知事は、(ア)の申請をした者についてその適格性を審査して入札参加資格を付与するか否かを決定し、その結果を当該申請をした者に通知するものとする。 (ウ) 知事は、(イ)により入札参加資格を付与することを決定した者（以下「有資格者」という。）を入札参加資格者名簿に登載するものとする。
ウ 有効期間等	(ア) 入札参加資格の有効期間は、原則として、当初審査（2年ごとに一斉に行う入札参加資格の審査をいう。以下同じ。）による有資格者については入札参加資格を付与された年の翌々年の3月31日までとし、当初審査以外の審査による有資格者については入札参加資格を付与された時点における当初審査による有資格者の有効期間の末日までとする。 (イ) 有資格者は、入札参加資格を欠くに至った場合は、(ア)に規定する入札参加資格の有効期間内であっても、入札に参加することができない。
エ 資格の引継ぎ	入札参加資格は、他者に引き継ぐことができない。ただし、知事が適当と認めるときは、この限りでない。

(3) 格付	
ア 格付	知事は、土木一般、建築一般等の発注工種（以下「格付工種」という。）の有資格者（県内に本店を有する者に限る。）について、2等級から4等級までの区分により格付を行う。
イ 格付の方法	<p>格付は、次に定めるところにより行うものとする。</p> <p>(ア) 有資格者の技術力、経営力等を総合的に反映した点数（以下「総合点数」という。）を算定し、最下位の等級以外の等級については、総合点数が当該等級ごとに定める基準点数以上となる者を当該等級に格付ける。</p> <p>(イ) (ア)にかかわらず、その格付工種について有資格者であった者が引き続き当該格付工種の有資格者となる場合（以下「継続格付の場合」という。）において、その者が(ア)によれば前回の格付における等級より2等級以上上位の等級に格付けられるときは、その者を前回の格付における等級より1等級上位の等級に格付けし、継続格付の場合以外の場合は、当該格付工種の最下位の等級に格付ける。</p> <p>(ウ) (ア)及び(イ)によれば、土木一般、建築一般等の格付工種で等級がA又はBに格付けられることとなる有資格者が、当該等級について一定の要件を具備していないときは、その者を当該等級の直近下位の等級に格付ける。</p> <p>(エ) 最下位の等級以外の等級に係る格付において、(ア)から(ウ)までによればその等級に格付けられることとなる有資格者の中における総合点数の順位が土木一般、建築一般等の格付工種及び当該格付工種に係る等級に応じて定める順位を下回る場合は、その者を当該等級の直近下位の等級に格付ける。</p>
ウ 総合点数	<p>(ア) 総合点数は、客観点数と主観点数を合計した点数とする。</p> <p>(イ) 客観点数は、有資格者が格付に係る入札参加資格の審査を受ける直前に受けた経営事項審査に基づく総合評価値に10分の6を乗じて得た数と当該経営事項審査の直前に受けた経営事項審査に基づく総合評価値に10分の4を乗じて得た数を合算した点数とする。</p> <p>(ウ) 主観点数は、加点又は減点項目について算定した点数を合算した点数とする。</p>
エ 降格及び昇格	格付は、その有効期間中は、他の等級に変更しない。ただし、有資格者があらかじめ定められた要件を具備しなくなったとき等の場合は、当該格付の等級を降格させ、又は昇格させるものとする。
オ 名簿登載等	知事は、格付を行い、又はエのただし書により格付の等級を降格させ、若しくは昇格させた場合には、入札参加資格者名簿にその内容を登載するとともに、当該格付を受けた有資格者に通知するものとする。
カ 有効期間	格付の有効期間については、(2)のウを準用する。
(4) 入札の実施	
ア 入札方法	請負対象設計金額が次の表の左欄に掲げる額の建設工事の請負契約及び委託対象設計金額が同表の中欄に掲げる額の測量等業務の委託契約は、原則として、それぞれ同

表の右欄に定める入札の方式により相手方を決定するものとする。

請負対象設計金額	委託対象設計金額	入札の方式
250万円以上3,000万円未満	100万円以上500万円未満	限定公募型指名競争入札
3,000万円以上24億1,000万円未満	500万円以上2億4,000万円未満	制限付一般競争入札
24億1,000万円以上	2億4,000万円以上	一般競争入札

イ 本店の所在地に関する応募条件

(ア) 県内に本店を有する有資格者によって円滑かつ適正に実施できると見込まれる建設工事等の制限付一般競争入札又は限定公募型指名競争入札（以下これらを「県内向け公募型入札」という。）を行う場合においては、当該県内向け公募型入札に参加しようとする有資格者の本店の所在地に関し、建設工事等の種別に応じ所要の応募条件を設けるものとする。

(イ) 港湾工事以外の建設工事で請負対象設計金額が6,000万円未満のものの県内向け公募型入札を行う場合において、(ア)の応募条件を設けると当該県内向け公募型入札に20以上の数の入札者が見込めないときは、当該応募条件を変更し、本店の所在地に関する区域を隣接管内に拡大するものとする。

ウ 格付等級に関する応募条件

格付工種に該当する建設工事の県内向け公募型入札を行う場合においては、原則として、当該建設工事の格付工種及び請負対象設計金額に応じ有資格者が所定の等級に格付けられていることを応募条件として設けるものとする。

エ その他の応募条件

知事は、建設工事等の制限付一般競争入札又は限定公募型指名競争入札を行う場合においては、イ及びウの応募条件のほか、所要の応募条件を設けるものとする。

オ 調達公告

(ア) 知事は、建設工事等を一般競争入札、制限付一般競争入札又は限定公募型指名競争入札に付そうとするときは、所要の事項を新聞、掲示その他の方法により公告するものとする。

(イ) (ア)の公告（以下「調達公告」という。）は、その開札期日の前日から起算して、所定の日前にするものとする。

カ 応募者の審査

(ア) 知事は、調達公告の応募者が入札参加資格及び応募条件を具備しているか否かを審査し、限定公募型指名競争入札においてはその結果をあらかじめ応募者に通知するものとする。

(イ) (ア)により知事から入札者として指名する旨の通知を受けた応募者以外の者は、限定公募型指名競争入札に参加することができない。

キ 入札者の指名

知事は、限定公募型指名競争入札においては、カの(ア)による審査の結果、入札参加資格及び応募条件を具備していると認められた応募者の中から、原則として、建設工事の入札にあつては20以上、測量等業務の入札にあつては10以上の者を指名するものとする。

ク 不指名理由の説明

(ア) 限定公募型指名競争入札において、知事から入札者として指名する旨の通知を受けた応募者以外の者は、知事に対して書面によりその理由の説明を求めることができる。

	<p>(イ) 知事は、(ア)により応募者から説明を求められたときは、当該説明を求められた日から起算して6日以内に、書面により当該応募者に回答するものとする。</p>
ケ 入札保証金	<p>(ア) 知事は、入札者に、当該入札者の見積る入札金額の100分の5以上の入札保証金を納めさせなければならない。ただし、入札者が所要の条件に該当する場合には、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。</p> <p>(イ) (ア)の入札保証金は、入札書を知事に提出する際に納付するものとする。</p>
コ 入札の手続	<p>(ア) 入札者は、入札書を作成し、封かんの上、これを指定の日時までに定められた場所へ提出しなければならない。</p> <p>(イ) 入札者は、入札を郵便等により行うことができる。この場合において、入札書と入札保証金及び関係書類とは別封にしなければならない。</p> <p>(ウ) 入札者は、第三者を代理人として入札に関する行為を行わせようとするときは、あらかじめその委任状を知事に提出しなければならない。</p>
サ 電子入札	<p>(ア) 知事は、建設工事にあつては請負対象設計金額が3,000万円以上、測量等業務にあつては委託対象設計金額が200万円以上のものの入札を行う場合には、原則として、電子入札により入札を行うことができる。</p> <p>(イ) 電子入札の入札者は、あらかじめ入札保証金を納付した上で、入札書の提出に代えて、入札金額その他所定の情報を記録した電磁的記録を、指定の日時までに、知事の使用に係る電子計算機に備えられたファイル（以下「電子入札ファイル」という。）に記録しなければならない。</p> <p>(ウ) (イ)の入札金額その他所定の情報は、電子入札ファイルへの記録がされた時に県に到達したものとみなす。</p>
シ 入札書の訂正等	<p>(ア) 入札者は、入札書の記載事項についてまっ消、訂正又は挿入をしたときは、これに印を押さなければならない。ただし、入札金額は、これを改めることができない。</p> <p>(イ) (ア)にかかわらず、電子入札の場合にあつては、入札者は、入札金額その他所定の情報を記録した電磁的記録を電子入札ファイルに記録した後は、当該記録した事項についてまっ消、訂正又は挿入をすることができない。</p>
ス 予定価格の作成等	<p>(ア) 知事は、その入札に付する建設工事等の価格を当該建設工事等に関する仕様書、設計書等によって予定し、その予定価格を記載した書面を封書にし、開札の際これを開札の場所に置かなければならない。ただし、電子入札の場合にあつては、書面による作成に代えて、予定価格を記録した電磁的記録を電子入札ファイルに記録するものとする。</p> <p>(イ) 知事は、県の財産上の利益を不当に害するおそれその他入札の適正な執行に支障を及ぼすおそれがある場合を除くほか、予定価格を入札の執行前に公表するものとする。</p> <p>(ウ) 予定価格は、入札に付する建設工事等の価格の総額について、建設工事等の施工又は履行の難易、工期又は履行期間の長短等を考慮して適正に定めなければならない。</p>
セ 調査基準	<p>(ア) 知事は、建設工事の入札について、低入札価格調査を必要に応じて行うため、</p>

価格等	<p>その基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を予定価格の10分の8.5から3分の2までの範囲内において定めるものとする。</p> <p>(イ) 知事は、建設工事の内容に適合した履行を確保するため、予定価格の10分の8.5から3分の2までの範囲内において、当該工事の経費の積算についての内訳に応じて最低制限価格を設けるものとする。</p> <p>(ウ) (イ)の規定にかかわらず、一般競争入札（制限付一般競争入札を除く。）又は調査基準価格を設ける入札においては、最低制限価格は設けない。</p>
ソ 落札者の決定	<p>(ア) 入札における落札者は、落札者とすべきでない所要の要件に該当しない入札者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものとする。</p> <p>(イ) 予定価格が2,500万円以上の建設工事の入札における落札者の決定は、できる限り総合評価競争入札により、価格その他の条件を勘案して行うものとする。</p> <p>(ウ) 知事は、(イ)により落札者を決定したときは、その旨を入札者全員に通知するものとする。</p>
(5) 入札への参加制限	
ア 入札参加制限	<p>知事は、有資格者が建設工事等の契約の相手方として不相当であるときは、情状等に応じて24月以下の期間を定め、入札に参加させないものとする。</p>
イ 入札参加制限の期間中の取扱い	<p>(ア) 知事は、入札に参加させない措置（以下「入札参加制限」という。）の期間中は、原則として、当該入札参加制限を受けた有資格者（以下「入札参加制限者」という。）を建設工事等の入札に参加させ、又は当該入札参加制限者と契約を締結してはならない。</p> <p>(イ) 知事は、未執行の指名競争入札において現に入札者として指名している有資格者が入札参加制限を受けた場合は、直ちに当該指名を取り消すものとする。</p> <p>(ウ) 入札参加制限者（無資格の下請負者を含む。）は、当該入札参加制限の期間中は建設工事等の下請負者となることができない。</p>
ウ 下請負者等の入札参加制限	<p>(ア) 知事は、建設工事等の元請負者の入札参加制限を行う場合において、当該入札参加制限に係る事案について責任を負うべき下請負者（有資格者に限る。）があるときは、当該元請負者の入札参加制限の期間の範囲内で情状等に応じて期間を定め、当該下請負者の入札参加制限を行うことができる。</p> <p>(イ) 知事は、共同企業体が施工し、又は履行する建設工事等に関しその構成員（以下「原因構成員」という。）の入札参加制限を行うときは、当該原因構成員の入札参加制限の期間の範囲内で情状等に応じて期間を定め、当該共同企業体の有資格者である他の構成員の入札参加制限を行うことができる。</p>
エ 事情聴取	<p>知事は、入札参加制限を行うに当たり必要があると認めるときは、その対象となる有資格者その他の関係者から、あらかじめ事情を聴取するものとする。</p>
オ 入札参加制限の通知等	<p>(ア) 知事は、入札参加制限を行ったときは、その対象となる有資格者に対し、入札参加制限通知書により入札参加制限の理由、期間その他必要な事項を通知するものとする。</p> <p>(イ) 知事は、無資格の下請負者が当該入札参加制限に係る事案について責任を負う</p>

	<p>べきものであると認めるときは、当該下請負者に対し有責認定通知書により認定の理由及び下請等を認めない期間を通知するものとする。</p> <p>(ウ) (ア)及び(イ)による通知は、原則として、当該入札参加制限に係る事案の事実関係を確認した日の翌日から起算して20日以内に行うものとする。</p> <p>(エ) 知事は、入札参加制限を行ったときは、入札参加制限を受けた者の名称等を速やかに公告するものとする。</p>
カ 入札参加制限の期間の変更等	<p>(ア) 知事は、入札参加制限を受けた者について、当該入札参加制限の期間内に情状酌量すべき特別の事由又はより悪質と認められる事由が明らかとなったときは、当該入札参加制限の期間を短縮し、又は24月を超えない範囲内で延長することができる。</p> <p>(イ) 知事は、入札参加制限を受けた者が、当該入札参加制限の期間内に当該入札参加制限に係る事案について責任がないことが明らかとなったときは、直ちにこれを解除するものとする。</p> <p>(ウ) (ア)及び(イ)において、知事は、その対象となる有資格者に対し、入札参加制限の期間の短縮若しくは延長又は入札参加制限の解除の理由、入札参加制限の期間その他必要な事項を通知するものとする。</p> <p>(エ) (ウ)による通知は、原則として、当該入札参加制限の期間の変更等に係る事案の事実関係を確認した日の翌日から起算して20日以内に行うものとする。</p>
キ 不服の申出	<p>(ア) 入札参加制限を受けた者は、オの(ア)又は(イ)の通知を受けた日の翌日から起算して10日以内に、知事に対し、これに対する不服を申し出ることができる。</p> <p>(イ) 知事は、不服申出に係る入札参加制限が鳥取県建設工事等入札・契約審議会（以下「審議会」という。）に意見を聴くべき案件（以下「審議会案件」という。）に該当するときは、当該不服申出に対して(ウ)又は(エ)による措置（以下「対応措置」という。）を講ずるに当たり、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。</p> <p>(ウ) 知事は、不服申出に理由がないときは、当該不服申出を棄却するものとする。</p> <p>(エ) 知事は、不服申出に理由があるときは、当該不服申出に係る入札参加制限の全部又は一部を取り消すものとする。</p> <p>(オ) 対応措置は、原則として、不服申出を受けた日の翌日から起算して20日以内に行うものとする。</p> <p>(カ) 知事は、対応措置を行った場合において、当該不服申出に係る入札参加制限が審議会案件以外のものであるときは、その内容を審議会に報告するものとする。</p>
(6) 情報公開	<p>知事は、建設工事等の入札制度の恣意的な運用又は談合を防止するため、知事が有する入札又は契約に関する情報をできる限り公表し、その透明性を高めるよう努めるものとする。</p>
(7) 施行期日等	<p>ア 施行期日は、平成19年8月1日とする。</p> <p>イ 所要の経過措置を講ずる。</p>

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の施行に伴う関係規則の整備に関する規則の新設について

鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則の施行に伴い、関係する規則について所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

(1) 次の表の改正する規則の欄に掲げる規則について、同表の改正の内容の欄に掲げる規定の整備を行う。

改正する規則	改正の内容
ア 鳥取県会計規則	(ア) 測量等業務に係る予定価格の入札執行前の公表に関する規定を削る。 (イ) 測量等業務に係る入札の執行の傍聴に関する規定を削る。
イ 鳥取県建設工事執行規則	(ア) 規則中一般競争入札及び指名競争入札に関する規定を削る。 (イ) 随意契約に関する規定の中に、公募型プロポーザル方式に係る手続に関する規定を加える。 (ウ) 工事の施工管理を徹底するため、工事現場の運営及び取締りを請負者自らにも求める規定を加える。 (エ) 品質の確保及び不良・不適格業者の排除に関する規定を加える。 (オ) その他所要の規定の整備を行う。
ウ 鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則	規則中引用している規則の名称及び根拠条項を改める。
エ 鳥取県事務処理権限規則	(ア) 鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則に係る次の事務処理権限を定める。 a 県土総務課又は技術企画課に固有のもの 土木工事又は当該工事に伴う委託業務に係る入札参加資格の設定、有資格者の格付、有資格者の入札参加資格の停止等に関すること。 b 関係課に共通するもの 土木工事又は当該工事に伴う委託業務に係る入札者の指名、予定価格の決定、調査基準価格及び最低制限価格の決定に関すること。 (イ) 規則中引用している規則の名称及び根拠条項を改める。 (ウ) その他所要の規定の整備を行う。

(2) 施行期日は、平成19年8月1日とする。